

株式会社みずほ銀行及び みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の Mizuho Eco Finance フレームワーク に対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の Mizuho Eco Finance フレームワークに対する第三者意見を提出しました。

<要約>

株式会社みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社は、「Mizuho Eco Finance」の実施を通じて、企業の気候変動対策に関する健全な市場づくりへの促進及び企業の脱炭素化の取り組みに係る促進を企図している。「Mizuho Eco Finance」に係るフレームワーク（本フレームワーク）に基づき、みずほ銀行は企業における脱炭素経営の可視化・開示と実践に関して、評価及び公表、年次のモニタリング、企業へのエンゲージメント等を行う。

本フレームワークは、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」における「特定のインパクトの発現を目指すインパクトファイナンス」の考え方に整合した商品として、脱炭素経営に係る評価領域・項目を適切に特定し、当該評価項目のモニタリングにより、インパクトを把握する体制が構築されている。

みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズは、本フレームワークに基づくファイナンスによる企業支援を通じて、取引先企業における脱炭素化に係る項目の可視化及び取り組みの促進に貢献することを、本フレームワークから得られるアウトカムとして特定している。また、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズは「日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ」の一員として、取引先企業の持続的かつ安定的な成長を支援することを重要な役割と認識し、本フレームワークの活用により、持続可能な企業の創出及び中長期的な企業価値の向上というインパクトの創出を目指している。

以上より、株式会社日本格付研究所（JCR）は、みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズが取引先企業における脱炭素経営の実践及び高度化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2024 年 3 月 29 日
株式会社日本格付研究所

評価対象：株式会社みずほ銀行、みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

評価対象となる金融商品：「Mizuho Eco Finance」

評価の概要：

株式会社みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社は、「Mizuho Eco Finance」の実施を通じて、企業の気候変動対策に関する健全な市場づくりへの促進及び企業の脱炭素化の取り組みに係る促進を企図している。「Mizuho Eco Finance」に係るフレームワーク（本フレームワーク）に基づき、みずほ銀行は企業における脱炭素経営の可視化・開示と実践に関して、評価及び公表、年次のモニタリング、企業へのエンゲージメント等を行う。

本フレームワークは、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」における「特定のインパクトの発現を目指すインパクトファイナンス」の考え方に整合した商品として、脱炭素経営に係る評価領域・項目を適切に特定し、当該評価項目のモニタリングにより、インパクトを把握する体制が構築されている。

みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズは、本フレームワークに基づくファイナンスによる企業支援を通じて、取引先企業における脱炭素化に係る項目の可視化及び取り組みの促進に貢献することを、本フレームワークから得られるアウトカムとして特定している。また、みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズは「日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ」の一員として、取引先企業の持続的かつ安定的な成長を支援することを重要な役割と認識し、本フレームワークの活用により、持続可能な企業の創出及び中長期的な企業価値の向上というインパクトの創出を目指している。

以上より、株式会社日本格付研究所（JCR）は、みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズが取引先企業における脱炭素経営の実践及び高度化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズが開発した本フレームワークが、特定のインパクトの発現を企図する金融商品として、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

ポジティブインパクトファイナンス (PIF) とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

本フレームワークは、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) の提唱する包括的なインパクト分析から各企業のインパクトを特定するポジティブ・インパクト原則の考え方に合致するものではなく、取引先企業における脱炭素経営の実践及び高度化を支援することで、持続可能な企業の創出及び中長期的な企業価値の向上という、特定のインパクトを狙った金融商品である。

したがって、JCR は、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かを、以下の評価項目から確認した。なお、(1) ～ (4) は、「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素①～④に対応している。(5) は、気候変動の開示に関する国内外の代表的な基準等を参照としているか否かを確認する項目である。当該基準等が定める項目は一つの例示に過ぎないものの、国内外を代表する気候変動の開示に関する基準で示された項目は投資家等が企業間比較の観点から重視する典型的な情報として捉えられるため、このような比較可能性の観点から国内外の代表的な基準を参照する意義は高いと言える。

- (1) 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
- (2) インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
- (3) インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。
- (4) 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。
- (5) 評価で採用する領域及び項目が、国内外の代表的な基準等を参照した上で策定されているものか。

II. 特定のインパクトが発現されるための商品設計について

-
- (1) 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
-

みずほ銀行およびみずほリサーチ＆テクノロジーズは、企業における脱炭素資本経営の可視化・開示と実践に関して本フレームワークを策定し、明確な基準に基づいた評価と公表、評価レポートのフィードバック、年次のモニタリング、企業へのエンゲージメントを行うことで、脱炭素経営の可視化・開示及び実践の社会的な浸透を図ることを意図している。

なお、企業評価の検討に際して、サステナビリティ全般に係る係争の確認（ネガティブスクリーニング）を行うため、ネガティブインパクトを適切に緩和・管理する商品設計になっている。

-
- (2) インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
-

本フレームワークは、企業の脱炭素経営に関する可視化・開示と実践をスコアリングし、一定のスコア以上を満たした企業に対して融資を行う金融商品に関するものである。企業が当該金融商品の申し込みを行う場合、みずほリサーチ＆テクノロジーズは当該企業に係る脱炭素経営の可視化・開示と実践の状況について、評価基準に基づきスコアリングを行う。

みずほリサーチ＆テクノロジーズは、SBT 認定の取得等、温室効果ガスに関する環境の中長期ビジョンの策定の有無及びその野心度といった企業経営者のコミットメントに係る指標の開示状況のみならず、温室効果ガス排出量 Scope 1～3 の開示状況を評価する。みずほ銀行は、開示を行っていない企業に対してエンゲージメントを実施することで開示を促進する。

モニタリングについて、みずほリサーチ＆テクノロジーズは年に 1 回、前年からの取り組みの進展を確認することを主な目的として、融資を行った企業を対象に評価を実施する。みずほ銀行は対象企業に評価レポートを提供（還元）するだけでなく、エンゲージメントを実施することで、企業の脱炭素経営の促進、高度化を支援する。

-
- (3) インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。
-

みずほ銀行は年に 1 回、ウェブサイトにて組成件数を開示する予定である。また、案件の取り組み状況等を踏まえ、評価を行った企業の全体的な傾向及び取り組みの進展状況の推移等について開示していく予定である。

(4) 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

みずほ銀行は、通常の貸出業務と同様、貸出審査により適切にリスク判断を行いつつ、当該金融商品による貸出収益を見込んでいる。その上で、当該金融商品単体での取引にとどまらず、当該金融商品に係る提案・組成・モニタリングの各過程を通じて、取引先企業のサステナビリティ戦略を理解し、リレーション強化を図ることで、中長期的にリターンを確保していく。

(5) 評価で採用する領域及び項目が、国内外の代表的な基準等を参照した上で策定されているものか。

みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズは評価領域及び項目の策定にあたり、TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）¹提言で示された気候関連財務情報開示における中核的要素を参照している。具体的には、4つの中核的要素である「ガバナンス（Governance）」、「戦略（Strategy）」、「リスク管理（Risk Management）」、「指標と目標（Metrics and Targets）」のうち、「ガバナンス」と「指標と目標」に関する観点を評価領域である「企業経営者のコミットメント」、「温室効果ガスに関する開示の信頼性・網羅性」、「温室効果ガス排出量の開示及び実績」に反映している。

以上より、TCFD 提言で示された気候関連財務情報開示の基準は国内外を代表する基準であるため、これを踏まえて策定された評価における領域及び項目は適切であると言える。

なお、2023年10月、TCFDは2023年の状況報告書の発表と同時に、その責務を果たして解散した。FSBの要請を受けて、IFRS（国際財務報告基準）財団によって設立されたISSB（International Sustainability Standards Board）が企業の気候関連財務情報開示の進捗状況の監視を引き継ぐこととなったものの、現時点においてはTCFD提言で示された基準が参照すべき気候関連財務情報開示の基準として有用であると考えられる。

¹ 金融安定理事会（FSB）により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、年次の財務報告において、財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨する報告書を2017年6月に公表した。企業が気候変動のリスク・機会を認識し経営戦略に織り込むことは、ESG投融資を行う機関投資家・金融機関が重視しており、TCFDの報告書においても、その重要性が言及されている。経済産業省によると、2023年10月12日時点において、TCFDに対して世界全体では金融機関をはじめとする4,872の企業・機関が賛同を示し、日本では1,470の企業・機関が賛同の意を示している。

III. みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズのサステナビリティに係

る取り組みについて

(1) みずほフィナンシャルグループのサステナビリティに係る取り組み

みずほ銀行を中核企業とするみずほフィナンシャルグループ（MHFG）は、従来からグループ全体で一体的に推進してきたサステナビリティへの取り組みについて、さらなる推進を目的として、2022年3月にMHFGにおけるサステナビリティを「〈みずほ〉と経済・産業・社会が同時に発展する」という考え方へと再定義するとともに、戦略上の優先課題であるマテリアリティ²を再整理した。その結果、マテリアリティ（サステナビリティ重点項目）として、「少子高齢化と健康・長寿」、「産業発展とイノベーション」、「健全な経済成長」、「環境・社会」、「人材」、「ガバナンス」の6つを設定した。また、2022年5月には、「サステナビリティ推進態勢」、「気候変動対応」、「人権尊重の取り組み」、「環境・社会リスクへの対応」、「エンゲージメントを起点とした機会・リスクへの対応」という5点に対するサステナビリティアクションを強化した。

加えて、MHFGは2023年5月、パーパスの制定と1年前倒しでの新中期経営計画を発表した。新たなパーパスである「ともに挑む。ともに実る。」を起点に策定した新中期経営計画では、財務資本に加えて、人的資本や社会・自然資本といった非財務的な資本も含めて資本を大きく捉え、それらを活用しながら顧客に対するサービス提供を推進することで企業価値の向上と社会価値の創出を追求していくとする。

本フレームワークは、上記6つのマテリアリティのうち、「お客さまと共に環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現」を内容とする「環境・社会」に資すると同時に、「エンゲージメントを起点とした機会・リスクへの対応」というサステナビリティアクションを強化する金融商品であるため、マテリアリティ等と整合的であると言える。

(2) サステナビリティ推進体制

MHFGでは、サステナビリティに関する各種重要事項について、サステナビリティ推進委員会や経営会議等の執行での議論を経て、取締役会やリスク委員会において監督を行う体制を構築している。サステナビリティに関する経験・専門性を有する社外取締役やリスク委員会・サステナビリティ推進委員会において外部有識者と活発な議論を行い、得られた意見を方針策定や取り組み推進に活かしている。

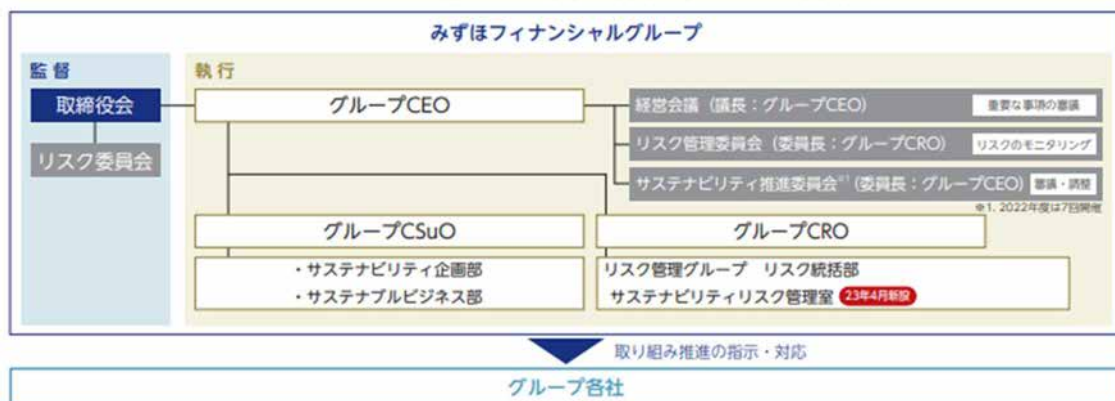
2021年度において、サステナビリティ推進委員会の設立やサステナブルビジネスを推進する専門部署の設置・拡充による体制強化を図り、執行・監督で議論を重ね、リス

² MHFGは、マテリアリティを「〈みずほ〉と、お客さま、社員、経済・社会をはじめとするステークホルダーの持続的な成長・発展にとっての中長期にわたる優先課題」と定義する。

ク・機会の両面から、気候変動対応、人権尊重、環境・社会に配慮した投融資、サステナブルビジネスなどの取り組みを強化した。さらに、2022年9月より、MHFGにおけるサステナビリティ領域の推進責任者として、新たにサステナビリティ推進担当（グループCSuO（Group Chief Sustainability Officer））を新設した。グループCSuOは、グループCEO直下の職位として、グループ横断でのサステナビリティの取り組みを企画・推進している。加えて、グループCRO（Group Chief Risk Officer）のもと、サステナビリティ関連のリスク管理を一元的に行うため、体制強化を図っている。

以上より、みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズを含むMHFGがグループ全体として、経営陣のイニシアティブのもと、サステナビリティに係る取り組みを推進していることを確認した。

図1：MHFGにおけるサステナビリティ推進体制



（出典：MHFG「統合報告書（ディスクロージャー誌） 2023 本編」³⁾）

(3) 本フレームワークに係る評価体制

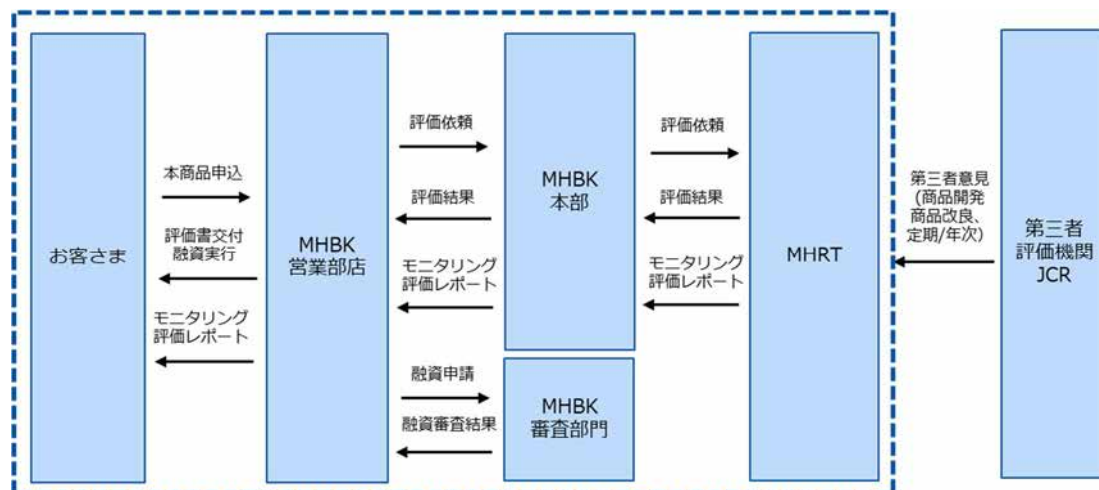
本フレームワークに係る評価体制は、図2のとおりである。みずほ銀行（MHBK）の各営業部店は、対象企業のサステナビリティ全般における係争の有無等の確認（ネガティブスクリーニング）を行った後、対象企業に対して「Mizuho Eco Finance」の提案を行う。対象企業から当該金融商品による資金調達の要請を受けた後、営業部店は本部に対して評価の依頼を行う。その後、本部は内容の精査を行った上で、みずほリサーチ＆テクノロジーズ（MHRT）に対して評価の依頼を行う。みずほリサーチ＆テクノロジーズ（MHRT）は評価を行った後、本部に対して評価書を提出する。そして、当該評価書を踏まえて、本部及び営業部店の判断にて貸付を実行する。

みずほ銀行（MHBK）及びみずほリサーチ＆テクノロジーズ（MHRT）は、評価を行った企業における取り組みの進展を確認することを主な目的として、年次でモニタリ

³⁾ https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data23d_all_browsing.pdf

ングを行い、みずほ銀行（MHBK）はその結果を対象企業に対して説明する。このように、対象企業に評価レポートを提供するだけでなく、エンゲージメントを実施することで、企業の脱炭素経営の促進、高度化を支援する体制となっているため、適切であると言える。なお、評価については、みずほリサーチ＆テクノロジーズ（MHRT）が実施し、みずほ銀行（MHBK）は関与していないことを確認した。

図 2：「Mizuho Eco Finance」の評価体制



（出典：みずほ銀行 提供資料）

IV. 結論

上記確認の結果、JCR は、みずほ銀行及びみずほリサーチ＆テクノロジーズが取引先企業における脱炭素経営の実践及び高度化を意図したインパクトファイナンスの枠組みを適切に設定していることを確認した。

(第三者意見責任者)

日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価本部長

梶原 敦子

氏名 梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

氏名 梶原 敦子

担当アナリスト

新井 真太郎

氏名 新井 真太郎

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスにかかるフレームワークの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル